平成２９年（フ）第３３３号
埼玉県熊谷市別府２丁目208番地　グローリィ　103号室
債務者　石川　雄一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０５３号
千葉県市川市本北方２丁目８番13―103号（パインフレア）
債務者　柴田　　学
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５２号
愛知県知立市谷田町西長根24番地５　ベルメゾン305号
債務者　小林　恵子（旧姓往田）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
沖縄県名護市字宮里872番地24　レジデンスひるぎ２―Ｄ
債務者　宮城　秋乃
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第３６号
沖縄県名護市大中３丁目８番23―202号　トマトハイツ
債務者　金城　友明
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第３８号
沖縄県国頭郡本部町字谷茶29番地76　町営住宅谷茶団地２－３号室
債務者　儀間しのぶ（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１０６９号
千葉県市川市堀之内３―15―11　メゾンクレールＣ102、住民票上の住所千葉県市川市北国分１丁目18番13号
債務者　河田七七美（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８７号
千葉県市川市本行徳１番15号　（フェアリーハイツ101号）
債務者　照屋　武秀
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５３号
千葉県市川市下新宿22番16号　（すみれコーポ101号）
債務者　伊原敬代志
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８６号
山梨県甲府市相生３丁目２番４号
債務者　雨宮　翔太
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
山梨県南アルプス市有野555番地、前住所山梨県甲斐市富竹新田446番地７　Ｆ１アパート201
債務者　清水　秀昭
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
山梨県甲府市大里町5045番地ディアンソス106、前住所山梨県甲府市丸の内１丁目16番15号
債務者　齋藤　圭子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―104号
債務者　江藤　清隆
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―609号
債務者　藤井利枝子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３１号
岩手県遠野市小友町５地割47番地１
債務者　菊池　宏栄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
富山県高岡市吉久２丁目６番１―103号　エルフタウン吉久Ｋ棟、前住所富山県高岡市蓮花寺682番地７
債務者　五十嵐喜一
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部